



フルハーネス型安全帯の使用には 「特別教育」が必要です。

今回の
政令等改正の

4つの
ポイント

POINT 1 「特別教育」が必要です

2019年2月1日より労働安全衛生規則の改正により墜落の危険性がある作業のうち、
「特に危険性の高い業務」を行う労働者は特別教育を受けなければなりません。

※「特に危険性の高い業務」とは高さが2m以上の箇所において、作業床を設けることが困難な場合で、フルハーネス型を使用して行う作業（ロープ高所作業を除く）などの業務をいいます。

特別教育の内容は（学科4.5時間、実技1.5時間）ですが、安全帯使用の経験や足場組立等の特別教育受講の有無で省略できる科目がありますので詳しくは裏面をご覧ください。

POINT 2 安全帯の名称を「墜落制止用器具」に変更します

「墜落制止用器具」として認められる器具はつぎのとおりです。

① 胴ベルト型（一本つり）



① 胴ベルト型（一本つり）

② 胴ベルト型（U字つり）



② ×

③ フルハーネス型（一本つり）



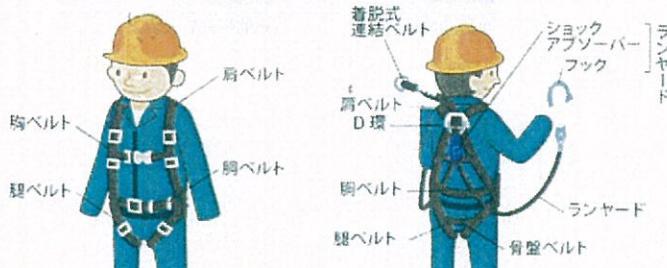
③ フルハーネス型（一本つり）

②を使用する場合は
別途フルハーネス等の
要求性能墜落制止用
器具が必要です。

POINT 3 6.75mを超える箇所では、フルハーネス型を選定

2m以上の作業床がない箇所又は作業床の端、開口部等で囲い・手すり等の設置が困難な箇所の作業での墜落制止用器具は、フルハーネス型を使用することが原則となります。ただしフルハーネス型の若用者が地面に到達するおそれのある場合（高さが6.75m以下）は、胴ベルト型（一本つり）を使用することができます。

※一般的な建設作業の場合は5m以上、柱上作業等の場合は2m以上の箇所では、フルハーネス型の使用が推奨されます。



POINT 4 経過措置(猶予期間) 墜落制止用器具の構造規格が2019年1月頃に告示される予定です。

現行の構造規格に基づく安全帯
(胴ベルト型・フルハーネス型)を
使用できるのは

2022年1月1日まで

	2018(平成30)年	2019年	2020年	2021年	2022年以降
政令・省令改正	政令公布(6月8日) 省令公布(6月19日)	施行日(2月1日)			完全施行日 (1月2日～)
改正法令に基づく墜落制止用器具の使用 現行法令に基づく安全帯の使用が認められる猶予期間				使用可能(2019年2月1日～)	
特別教育規程の改正	事前の受講が可能		適用日(2月1日)	特別教育が必要	X



フルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業に係る特別教育

資格の区分

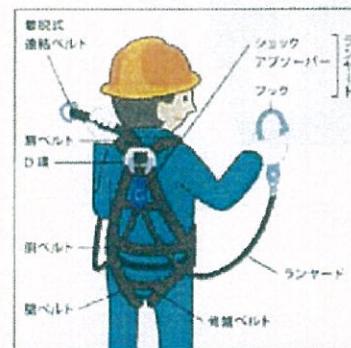
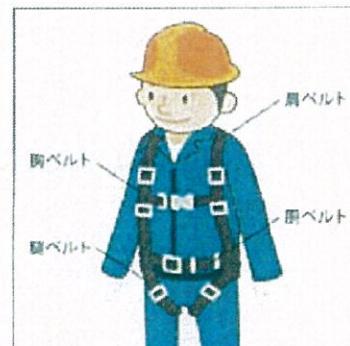
墜落の危険性がある作業のうち「特に危険性の高い業務」(高さが2m以上の箇所において、作業床を設けることが困難な場合で、フルハーネス型を使用して行う作業[ロープ高所作業を除く]などの業務)

労働災害のうち、死亡災害の原因を見ると、墜落、転落によるものが全産業で30%近くを占めています。労働安全衛生法により、高さが2m以上の作業床、手すりや囲い等を設けることが困難な場所で労働者を業務に就かせる場合は、安全帯を使用させる等、墜落による労働災害を防止するための措置を講じなければならないと定められていました。国内では胴ベルト型安全帯が主流となっていましたが、墜落時に腹部、胸部に多大な衝撃がかかり、内臓、肋骨や脊椎の損傷といった危険性が指摘されており、実際に胴ベルト型の使用による災害も報告されています。そのため、厚生労働省では安全帯の名称を「墜落制止用器具」と改め、使用範囲や性能を見直すとともに、墜落による労働災害防止の措置を強化しました。

これにより墜落制止用器具は「フルハーネス型」の使用を原則とし、2019年2月1日より、その使用には特別教育が必要となりました。



主な機器の種類



主に使用する業種



建設・土木工事業



看板工事業



電気通信工事業



造園工事業



設備工事業



ビルメンテナンス業



造船業



解体工事業 他